

飲食品を販売する出店者の方

1. 飲食品を販売する出店者の募集要件

以下(1)～(5)のいずれかに該当する場合、飲食品の販売が可能となります。

どの区分に該当するかご確認の上「飲食品出店届出書(様式2～6のいずれか)」をご提出ください。

(1) 臨時出店者

- ① 会場で調理・加工などをして飲食品を販売する。
- ② 令和4年11月19日～令和5年11月18日に他の臨時イベントで同様の出店をしていない。

(2) 臨時営業者

- ① 会場で調理・加工などをして飲食品を販売する。
- ② 令和4年11月19日～令和5年11月18日に他の臨時イベントに同様の出店をしている。
- ③ 保健所へ「臨時営業許可」の申請が済んでいる。

(3) 食品販売出店者

- ① 会場で調理・加工などを一切せず、飲食品(既製品)をそのままを販売する。
例: 市販の未開封のおにぎりやお菓子、ビン・缶・ペットボトル飲料などを仕入れて販売。
(販売可能な飲食品は「温度管理不要」「賞味期限が長い」などの飲食品に限る。)

(4) 営業届出営業者

- ① 固定店舗で飲食品を販売しており、令和3年6月1日以降に営業許可の届出が済んでいる。
- ② 会場で調理・加工などを一切せず、固定店舗で販売している飲食品をそのままを販売する。

2. 臨時営業許可について

令和4年6月1日より、新たな「臨時営業の施設基準」の施行に伴い、縁日・祭礼等の臨時的な行事にて、営業として食品を現地で調理・加工等をして販売する場合は、食品衛生法に基づく許可申請を出店者ごとに保健所へ提出することが必須となりました。(営業許可取得済のキッチンカーを除く)

これにより、臨時的な行事にて「会場で調理・加工などをして飲食品を販売する」場合、過去1年間で同様の出店がなければ、1-(1)の「臨時出店者」に該当します。

同様の出店がある場合は、1-(2)の「臨時営業者」に該当し、1-(2)-③に記載のあるとおり出店者ご自身で保健所へ臨時営業許可申請を行わなければ、当イベントでの飲食品の販売はできません。

3. 出店における注意点

- (1) 出店・出展に伴うゴミは、各自でのお持ち帰りにご協力ください。容器や包装等についても、ゴミ減量にご協力いただくとともに、プラスチックゴミの減量および感染症対策を目的に、紙コップや紙皿の使用をお願いいたします。
- (2) コロナ禍での開催のため、食品の保存および調理方法について、より一層のご配慮ください。ガスコンロ等の熱源を使用される場合は、消火器をご持参のうえ、ガスボンベ等の保管に細心の注意をお願いいたします。※当日は町消防署の立ち入り検査があります。
- (3) 出店・出展時は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策へのご協力をお願いいたします。販売における責任は出店者によるものとし、主催者は一切責任を負いません。

4.お問い合わせ先

自身がどの出店者に該当するのか、臨時営業許可の申請手続き方法等、より詳しい内容につきましては、平塚保健福祉事務所へ直接お問い合わせいただくか、以下のページまたはQRコードから神奈川県 HP をご閲覧・ご確認ください。

★平塚保健福祉事務所 食品衛生課（☎0463-32-0130）

★神奈川県 HP「臨時営業の施設基準について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/rinjieigyoukijyun.htm>



【参考】提供可能な食品（会場で、調理・加工などを行う場合）

1-(1)「臨時出店者」、1-(2)「臨時業者」に共通して、「会場で調理・加工などをして飲食品を販売する。」に該当する食品については、別添の「神奈川県臨時出店等における食品の取扱いに関する指導指針」をご確認ください。